

大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

大磯町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大磯町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には100分の210」を「100分の207.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月14日提出

提出者	大磯町議会議員	三	澤	龍	夫
賛成者	大磯町議会議員	二	宮	加	寿子
			竹	内	恵美子
			清	田	文 雄
			吉	川	重 雄
			片	野	哲 生
			鈴	木	京 子